

樞密院會議筆記

- 一興亞院官制
- 一興亞院連絡部官制
- 一外務省官制中改正ノ件
- 一拓務省官制中改正ノ件
- 一文官任用令中改正ノ件
- 一奏任文官特別任用令中改正ノ件
- 一興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件
- 一大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

昭和十三年十二月七日(水曜日)午前十時五分開
議

聖上臨御

出席員

平沼議長

原 副議長

大臣

近衛内閣總理大臣 五番

米内海軍大臣 六番

鹽野司法大臣 七番

荒木文部大臣 八番

永井遞信大臣 九番

中島鐵道大臣 十一番

木戸厚生大臣 十二番

末次内務大臣 十三番

板垣陸軍大臣 十五番

八田拓務大臣 十六番

有田外務大臣 十七番

顧問官

金子顧問官 十九番

櫻井顧問官 廿一番

河合顧問官 廿二番

鈴木(實業)顧問官 廿三番

石井顧問官 廿四番

有馬顧問官 廿五番

窪田顧問官 廿六番

鈴木(莊)顧問官 廿七番

石塚顧問官 廿八番

清水顧問官 廿九番

藤澤顧問官 三十番

林(助權)顧問官 卅一番

南 顧問官 卅二番

田中顧問官 卅三番

奈良顧問官 卅四番

荒木顧問官 卅五番

松井顧問官 卅六番

菅原顧問官 卅七番

松浦顧問官 卅八番

潮 顧問官 卅九番

關席員

親王

林(郎賴三)顧問官 四十番

深井顧問官 四十一番

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

有馬農林大臣 十番

池田大藏大臣 十四番

顧問官

黒田顧問官 二十番

委員

船田法制局長官

樋貝法制局參事官

三谷外務省條約局長

米澤外務省調査部長

影佐陸軍省軍務局軍務課長

岡 海軍省軍務局第一課長

植場拓務省殖産局長

報告員

原 審査委員長

書記官長

村上書記官長

書記官

堀江書記官

高辻書記官

議長(平沼)

之ヨリ會議ヲ開ク

興亞院官制

興亞院連絡部官制

外務省官制中改正ノ件

拓務省官制中改正ノ件

文官任用令中改正ノ件

奏任文官特別任用令中改正ノ件

興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又

ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文

官ニ關スル件中改正ノ件
以上八件ヲ一括シテ議題ニ供シ第一讀會ヲ
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告
ヲ求ム

報告員(原) 今回御諮詢ノ興亞院官制、興亞院連
絡部官制、外務省官制中改正ノ件、拓務省官制
中改正ノ件、文官任用令中改正ノ件、奏任文官
特別任用令中改正ノ件、興亞院調査官ノ特別
任用ニ關スル件及大正二年勅令第二百六十
二號任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ

適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件ニ付
本官等審査委員ヲ命ゼラレ客月二十九日及
本月一日委員會ヲ開キ國務大臣及關係諸官
ノ辯明ヲ聽キテ之ガ查覈ヲ遂ゲタリ
國務大臣ノ説明ニ依レバ今次ノ支那事變ハ
今ヤ 天皇陛下ノ御稜威ト陸海軍將士ノ忠
勇ト國民至誠ノ後援トニ賴リ局面大ニ進展
シ廣東及武漢三鎮ノ攻略ヲ了スルニ至リテ
支那ノ要域ノ殆ド全部ヲ戡定シ國民政府ハ
甚ダシク勢力ヲ失墜シタルモ該事變ノ終局

ノ目的ヲ達スルニハ獨り武力ノ勝利ノミヲ以テハ足レリトセズ更ニ進デ更生支那ヲ建設シ日滿支三國相提携シテ東亞永遠ノ平和ヲ確保スベキ新體制ヲ形成スルヲ必須ノ要件トシ之が爲メニハ優越ナル武力ニ訴ヘテ容共抗日ノ政權ヲ覆滅スルト共ニ其ノ成果ヲ利用シテ支那民衆ニ新體制ノ正義且合理ナル所以ヲ自覺セシメ以テ政治、經濟、文化ノ各部門ニ互リテ相互連環ノ實ヲ舉ゲザルベカラズ而シテ此ノ事タルヤ固ヨリ至難ノ業

ニシテ其ノ手段ハ頗ル複雑多岐ニ涉ルガ故ニ能ク長期ニ耐ヘテ國內各般ノ能力ヲ統合傾注セザルベカラズ從テ之ニ關スル事務ハ甚ダ重大ニシテ又廣汎ヲ極ムルコト言フ俟タズ然ルニ此等ノ事務ニハ現存ノ行政機關本來ノ所管ニ屬セザルモノ少カラズ又各部密接ナル關聯ヲ有シ且内外ニ通ジテ統一調理スベキモノ多クシテ之ヲ關係各廳ニ分擔セシムベカラザルノミナラズ事務ノ重要性ニ適應スベキ確乎タル機構ヲ具ヘタル機關

ヲシテ其ノ衝ニ當ラシムルノ要アルコト明
ナリ仍テ内閣ニ於テハ此ノ際有力ナル一機
關ヲ新設シ之ヲシテ單一意思ノ下ニ内地及
支那現地ヲ緊密ニ連繫シテ遺憾ナク諸般ノ
對支事務ヲ遂行セシムルノ趣旨ニ依リ内閣
總理大臣ノ管理ノ下ニ興亞院ナル一官廳ヲ
設置スルノ議ヲ定メ其ノ官制及之ニ附帶關
聯スル勅令數件ヲ立案シ其ノ中前述ノ興亞
院官制外七件ヲ以テ茲ニ本院ノ詢議ニ付セ
ラレタルナリ而シテ興亞院ノ設置ハ刻下ノ

事態ニ照シ急速實施ノ要アリテ其ノ經費ニ
付次期ノ帝國議會ノ協賛ヲ經テ豫算ノ成立
スルヲ待ツノ遑ナキガ故ニ當分ノ必要額ハ
第二豫備金ノ支出ニ仰ガントスルナリ
今本案各件ノ要旨ヲ逐次開陳スレバ左ノ如
シ

第一 興亞院官制

(一) 興亞院ハ支那事變中内閣總理大臣ノ管
理ノ下ニ之ヲ設置シ外交ニ關スルモノヲ
除クノ外該事變ニ當リ支那ニ於テ處理ヲ

要スル政治、經濟及文化ニ關スル事務之ニ
關スル諸政策ノ樹立ニ關スル事務、支那ニ
於ケル事業ヲ目的トスル特殊會社ノ業務
ノ監督及支那ニ於ケル事業者ノ業務ノ統
制ニ關スル事務並ニ各廳ノ支那ニ關係ス
ル行政事務ノ統一保持ニ關スル事務ヲ掌
ルモノトシ(二)同院ノ職員ニハ內閣總理大
臣ヲ以テ充ツル總裁、外務、大藏、陸軍及海軍
ノ各大臣ヲ以テ充ツル副總裁四人、勅任ニ
シテ親任官待遇ノ總務長官一人、勅任ノ部

長三人、奏任ノ祕書官專任一人、書記官專任
八人、調査官及事務官各專任十八人、技師專
任六人(內ハ一ス人トヲ勅任ト)通譯官專任一人、理
事官專任二人並ニ判任ノ屬、技手及通譯生
各專任若干人ヲ置キ別ニ內閣總理大臣ノ
奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣
ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得シメ(三)同
院ニ總裁官房並ニ政務、經濟及文化ノ三部
ヲ置キ別ニ勅任技師ヲ部長トスル技術部
ヲ置クコトヲ得シメ總裁官房及各部ノ事

務ノ分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ムルモノ
トシ(四)同院ノ事務ニ關スル重要事項ニ付
關係各廳間ニ於ケル事務連絡處理ノ爲メ
同院ニ連絡委員會ヲ附置シ其ノ會長ハ總
務長官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ内閣總理大
臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ
内閣ニ於テ之ヲ命ズルモノトシ(五)總裁以
下ノ職員ノ職務ヲ掲ゲ(六)同院ニハ別ニ定
ムル所ニ依リ必要ノ地ニ連絡部ヲ置クモ
ノトス

本官制第一條ニ於テ興亞院ノ所掌事務中
特ニ除外スル外交ニ關スルモノトハ支那
ニ關シ支那以外ノ外國トノ交渉及支那新
政權ノ承認以後ノ同國トノ交渉ニ關スル
事務ノ謂ニシテ臨時政府維新政府其ノ他
支那ノ各地ニ成立セル新政府トノ交渉ハ
興亞院ガ之ニ當ル旨當局大臣ハ説明シタ
リ

第二 興亞院連絡部官制

(一)興亞院連絡部ハ支那ニ於ケル興亞院ノ

事務ノ連絡ヲ掌ルモノニシテ之ヲ置ク地
竝ニ其ノ名稱及擔任區域ハ内閣總理大臣
之ヲ定ムルモノトシ(二)各連絡部ニハ興亞
院職員タル勅任ノ連絡部長官及次長竝ニ
奏任ノ書記官、調査官(勅任ヲ得ス)事務官、技
師、通譯官及理事官、判任ノ屬、技手及通譯生
ヲ置キ連絡部ニ依リテハ此等職員ノ一部
ヲ缺クコトヲ得シメ各連絡部職員ノ定員
ハ別ニ之ヲ定ムルモノトシ各連絡部ノ部
務ニ參與セシムル爲メ之ニ參與ヲ置キ内

閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者
ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズルモノトシ
(三)各連絡部ノ分課ハ興亞院總裁ノ認可ヲ
受ケ連絡部長官之ヲ定ムルモノトシ(四)連
絡部長官及次長ノ職務ヲ掲ゲ(五)内閣總理
大臣ハ必要ノ地ニ連絡部ノ出張所ヲ置ク
コトヲ得ルモノトシ(六)連絡部長官及出張
所ノ長ハ軍事及警備ニ關係ヲ有スル事項
ニ付テハ各其ノ地方ニ於ケル陸軍及海軍
ノ最高指揮官ノ區處ヲ受クルモノトス

第三 外務省官制中改正ノ件

前述ノ興亞院設置ノ結果從前外務省ノ所管タリシ對外文化事業ニ關スル事務中支那ニ關スル部分ハ大半同院ノ所管ト爲ルニ由リ此ノ機會ニ於テ外務省官制ニ整理ヲ加ヘ外務大臣ハ一般ニ對外文化事業ニ關スル事務ヲ管理スルモノトシ其ノ事務ハ同省文化事業部ニ於テ之ヲ掌ルモノトシ對支文化事業ニ關スル事務其ノ他興亞院ニ移管セラルルモノアリテ事務減少ス

ルが故ニ同省文化事業部ノ部長ハ專任ノ勅任官タリシヲ止メテ外務部内ノ勅任官ヲ以テ之ニ充ツルコトトシ書記官事務官及屬若干人ヲ減員ス

第四 拓務省官制中改正ノ件

前述ノ興亞院設置ノ結果從前拓務省ノ所管タリシ支那ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ハ同院ノ所管ト爲ルニ由リ拓務大臣ノ所管事項中右ノ支那關係ノ事務ヲ除外ス

第三 外務省官制中改正ノ件

前述ノ興亞院設置ノ結果從前外務省ノ所管タリシ對外文化事業ニ關スル事務中支那ニ關スル部分ハ大半同院ノ所管ト爲ルニ由リ此ノ機會ニ於テ外務省官制ニ整理ヲ加ヘ外務大臣ハ一般ニ對外文化事業ニ關スル事務ヲ管理スルモノトシ其ノ事務ハ同省文化事業部ニ於テ之ヲ掌ルモノトシ對外文化事業ニ關スル事務其ノ他興亞院ニ移管セラルルモノアリテ事務減少ス

ルが故ニ同省文化事業部ノ部長ハ專任ノ勅任官タリシヲ止メテ外務部内ノ勅任官ヲ以テ之ニ充ツルコトトシ書記官、事務官及屬若干人ヲ減員ス

第四 拓務省官制中改正ノ件

前述ノ興亞院設置ノ結果從前拓務省ノ所管タリシ支那ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ハ同院ノ所管ト爲ルニ由リ拓務大臣ノ所管事項中右ノ支那關係ノ事務ヲ除外ス

第五 文官任用令中改正ノ件

前述ノ興亞院職員中總務長官、部長、連絡部長官及連絡部次長ハ其ノ地位及職任ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザルガ故ニ之ニ對シ特別任用ノ途ヲ開ク爲メ本件ヲ以テ文官任用令第三條ノ二列記ノ勅任文官中ニ右ノ四官ヲ追加シ此等ノ諸官ハ同令所定ノ正規ノ資格ヲ有セザルモ各其ノ職務ニ必要ナル學識、技

能及經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サントス

第六 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前述ノ興亞院理事官ハ其ノ職務ノ性質ニ考ヘ且類似ノ先例ニ照シ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定セザルヲ可トスル事情アルニ由リ本件ヲ以テ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ之ヲ追加シ該官ハ同令所定ノ官歴アル者ノ中ヨリ高

機密院

第五 文官任用令中改正ノ件

前述ノ興亞院職員中總務長官、部長、連絡部長官及連絡部次長ハ其ノ地位及職任ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定スベカラザルガ故ニ之ニ對シ特別任用ノ途ヲ開ク爲メ本件ヲ以テ文官任用令第三條ノ二列記ノ勅任文官中ニ右ノ四官ヲ追加シ此等ノ諸官ハ同令所定ノ正規ノ資格ヲ有セザルモ各其ノ職務ニ必要ナル學識、技

能及經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲サントス

第六 奏任文官特別任用令中改正ノ件

前述ノ興亞院理事官ハ其ノ職務ノ性質ニ考ヘ且類似ノ先例ニ照シ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定セザルヲ可トスル事情アルニ由リ本件ヲ以テ奏任文官特別任用令列記ノ諸官中ニ之ヲ追加シ該官ハ同令所定ノ官歴アル者ノ中ヨリ高

等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコ
トヲ得ルモノト爲サントス

第七 興亞院調査官ノ特別任用ニ關スル件
前述ノ興亞院調査官ハ其ノ地位及職任ニ
鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ其ノ
任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限定
スベカラザルガ故ニ本件ヲ以テ之ガ爲メ
新ニ特別任用ノ規程ヲ設ケ該官ハ正規ノ
資格ナキモ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗
ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡

ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノト爲
サントス

第八 大正二年勅令第二百六十二號任用分
限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用
セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

本勅令第二條ノ規定ニ依レバ文官任用令
第三條ノニニ掲グル勅任文官其ノ他特別
任用規定ノ適用ヲ受クル若干ノ高等文官
ニ付テハ實際上其ノ任用ニ支障ナカラシ
ムル爲メ高等官官等俸給令第四條所定ノ

初級官等ニ關スル制限ヲ受ケシメザル旨
ヲ定メタリ前述新設ノ興亞院ノ總務長官
部長連絡部長官及連絡部次長ハ文官任用
令第三條ノ二ニ追加セラルルガ故ニ當然
本勅令第二條ノ規定ノ適用ヲ受クルモノ
ト爲ルモ同院ノ調査官ニ付テハ特ニ之ヲ
規定スルノ要アルニ由リ本件ヲ以テ本勅
令第二條列記ノ諸官中ニ該官ヲ加ヘ初級
官等ノ制限ヲ受ケザルモノトセントスル
ナリ

按ズルニ本案ノ諸件ハ今次ノ支那事變ニ對
應シ東亞ノ新秩序建設ヲ目途トシテ支那ニ
於ケル政治經濟及文化ノ各般事務ヲ處理セ
シムル爲メ中央及支那現地ニ特殊ノ行政機
關ヲ新設スルノ必需ニ因リ興亞院及同院連
絡部ノ官制ヲ制定シ之ニ伴ヒテ必要ナル新
規程ヲ設ケ又ハ從前ノ規程ニ必要ナル改正
ヲ加ヘントスルモノニシテ其ノ主眼タル興
亞院及其ノ連絡部ノ機構ニ關シテハ果シテ
之ヲ以テ充分ニ所期ノ目的ヲ達シ得ルヤニ

付必ズシモ論議ノ餘地ナキニアラザルベシ
ト雖刻下ノ時局ニ照シ當面ノ事態ニ考ヘ此
ノ種ノ機關ヲ特置スルノ趣旨ハ固ヨリ之ヲ
是認スベク其ノ官制ノ條項モ亦姑ク之ヲ承
認スルノ外ナキモノト思料ス唯此ノ新機構
ノ運行ニ當リテハ特ニ中央及支那現地ニ於
ケル外交、軍事其ノ他ノ諸機關トノ間ニ最モ
緊密ニシテ圓滑ナル關係ヲ保持スルヲ絶對
ノ要件トスルコト明ニシテ若シ此ノ點ニ過
アラシカ重大ナル支障ヲ來シ其ノ目的ヲ達

スルコト困難ナリト思料セラルルガ故ニ當
局ニ於テハ人事其ノ他實際ノ運營ニ關シ極
メテ細心ノ注意ヲ拂ヒ以テ苟クモ所期ノ效
果ヲ收ムルニ遺漏ナカラシコトヲ切望セザ
ルヲ得ズ乃チ審査委員會ニ於テハ本案各件
ハ總テ原案ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨
此ノ希望意見ト共ニ全會一致ヲ以テ議決シ
タリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

二十九番(清水)

明治四十一年ニ鐵道院ヲ設置

機密院

シタルハ鐵道省設置ノ階段トナリタリ本件
ニ於テ興亞院ヲ設置スルハ將來興亞省ヲ設
置スルノ階段トナルモノナルカ又ハ單ニ特
殊ノ機關ヲ設置スルニ止マルモノナルカ伺
ヒタシ

委員(船田) 政府ニ於テハ後段ノ如ク解シ居レ

リ

十九番(金子) 本案ハ頗ル重大ナリ本官ノ疑問
トスル點ニ付逐次質問シタシ外務大臣ハ興
亞院副總裁ノ一人トシテ興亞院ノ事務ニ關

與スルニ拘ハラズ同院ノ事務ヨリ外交ニ關
スルモノヲ除キタルハ如何ナル理由ニ出ヅ
ルモノナルカ

十七番(有田) 外交ニ關スル事務ヲ興亞院ノ事
務ヨリ除外セルハ他ノ諸外國ニ對スル關係
上外務省ニ於テ之ヲ統一處理スルコトヲ適
當ト認メタルガ爲メナリ外務大臣ヲ以テ興
亞院副總裁ト爲セルハ興亞院設置ノ結果外
務大臣ノ權限ヨリ一部同院所管事務ニ移リ
タル支那ニ關スル政務ガ外務省ニ殘存セル

事務ト最モ密接ナル關係ヲ有シ之ガ連絡調和ヲ充分ナラシメントスルノ考慮ニ出デタルモノナリ

十九番(金子) 只今ノ御答辯ニ依リテハ未ダ諒解致シ難シ外交ノ大方針ハ他ノ機關ニ於テ之ヲ定メ興亞院ハ唯其ノ事務ヲ行フノミト解シテ差支ナキカ

十七番(有田) 興亞院ノ行フ事務ハ支那ニ於ケル政治、經濟及文化ニ關スル事務ニシテ外交ニ關スル方針ノ樹立及之ガ實行ハ外務省之

ヲ行ヒ興亞院ハ一切之ニ與ラズ

十九番(金子) 興亞院ハ支那ノ新秩序ヲ建設シ之ヲ育成シ東洋ノ平和ヲ招來スルヲ以テ其ノ目的トス其ノ爲サントスル所ハ政治ニシテ之ヨリ外交ヲ分離スルハ諒解シ難キコトナリ抑々戰時ニ於テ政治、軍事、外交ノ三者が互ニ密接不離ノ關係ニ在ルベキコトハ論ヲ俟タズ之ヲ既往ニ於テ本官が關係シタル日清、日露ノ兩戰役ノ例ニ徵スルニ日露戰役ニ際シテハ四元老、五大臣會議アリテ大方針ヲ

一決シ軍事外交ノ緊密ナル政治行ハレタルが
故ニ彼ノ成果ヲ收メタリ本官ハ當時該會議
ノ方針ニ則リ亞米利加合衆國ニ於テ戰時外
交ノ事ニ當リタルナリ然ルニ此ノ關聯ニシ
テ缺クル所アラバ失敗ヲ來スコト必定ナリ
其ノ適例ハ夫ノ日清戰役ニ於テ之ヲ見ル即
チ同戰役ニ於テハ軍事ニ於テハ連戰連勝ナ
リシガ外交稍々之ニ伴ハザリシ爲メ李鴻章
ハ露佛獨ヲ啖シ三國干涉ヲ行ハシメ遂ニ遼
東半島ヲ還付スルノ止ムナキニ立到リシナ

リ此ノ如キ事例ハ獨リ我國ニ於テノミナラ
ズ外國ニ於テモ亦之ヲ見ル例ヘバ露土戰爭
ニ於ケルサンステファアノ條約ノ如シ寔ニ彼
ノビスマルクが對佛戰爭ノ回顧録ニ述ベタ
ルが如ク戰時ノ政治ハ軍事ト外交トが密接
ナル連絡アリテ始メテ之ヲ爲シ得ルナリ翻
ツテ興亞院ハ彼ノ五大臣會議ヲ踏襲セル五
相會議ニ代リシモノカト思ヘバ其ノ官制ニ
外交ニ關スル事項ハ之ヲ除クトアリ其ノ形
ハ五大臣會議ノ變態ニシテ其ノ行フ所ハ單

純ナル事務ナリトセバ興亞院設置ノ根本趣旨ハ奈邊ニ在リヤ甚ダ不明ナリ若シ果シテ五相會議ヲ廢シ而モ興亞院ヲシテ事務ノミヲ掌ラシムトセバ本官ハ本案ニ反對セザルヲ得ズ然レドモ若シ既往ノ好事例ニ顧ミ從前ノ五相會議ヲ存續シ對支那ノ大方針ヲ樹テ軍事外交ノ連絡ヲ圖リツツ興亞院ヲシテ事務ヲ掌ラシムトセバ本案ニ贊成セン
三十八番(松浦) 本案ハ支那ニ於ケル實情ニ即スベク立案セラレタルモノト認メラレ大體

ニ於テ止ムヲ得ズト考フルモ興亞院及同院連絡部ト支那ニ於ケル特務機關トノ關係ニ付伺ヒタシ右特務機關ハ目下支那ニ於ケル政治、經濟及文化ノ各般ニ互リ指導的地位ニ在ルモノト承知セルガ茲ニ興亞院及同院連絡部が設置セラレタル上ハ右機關ニ於テ行ヘル事務モ之ニ移ルモノト解セラル然ラバ特務機關ハ如何ニナルカ又如何ニセバ兩者ノ間ノ事務ノ圓滑ヲ期シ得ルカ御尋シタシ五番(近衛) 金子顧問官ノ御質問ニ對シ政府ノ

所見ヲ開陳セン只今ハ同顧問官ヨリ極メテ
豊富ナル御經驗ニ基キ寔ニ懇切ナル御注意
ヲ與ヘラレ深ク感謝スル次第ナリ軍事ト外
交ガ一體化シテ事ヲ運ブベキハ其ノ精神ニ
於テ同感ニシテ從來トテモ國策一途ニ出ヅ
ル様常ニ努力シ來レリ興亞院官制ノ上ニ於
テ外交事務ハ之ヲ除クモ外交ノ大方針ハ閣
議殊ニ五相會議ニ於テ決定ス即チ興亞院ガ
設置セラレタル後ト雖五相會議ハ之ヲ廢セ
ズ常ニ之ト密接ナル連絡ヲ執ラシメント欲

ス

十九番(金子)

只今總理大臣ヨリノ御答辯ニ依

リ大ニ満足セリ五相會議ハ將來モ之ヲ存續

セシムベシトノ總理大臣ノ言明ニ信賴シ本案

ニ賛成ス

委員(影佐)

現在特務機關ノ執リツツアル支那

ノ政治、經濟及文化ニ關スル事務ハ之ヲ興亞

院ニ移ス但シ目下此等ノ事務ノ多クハ軍事

警備ニ關聯シ又地方ニ依リ其ノ關係複雑ナ

ルモノアルニ付之ガ移讓ノ具體的方法ニ付

キテハ研究中ナリ

議長(平沼) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ
省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ
起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(平沼) 全會一致可決セラレタリ
本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十一時十五分開會)

議長男爵平沼騏一郎

書記官長村上恭一

書記官

堀江季雄
高辻正巳

勅令第

號

興亞院官制

第一條

支那事變中内閣總理大臣ノ管

理ノ下ニ興亞院ヲ置キ左ノ事務ヲ掌

ラシム但シ外交ニ關スルモノハ之ヲ

除ク

一 支那事變ニ當リ支那ニ於テ處理

補

密

院

ヲ要スル政治、經濟及文化ニ關スル
事務

二 前號ニ掲グル事項ニ關スル諸政
策ノ樹立ニ關スル事務

三 支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的ト
シテ特別ノ法律ニ依リ設立セラレ
タル會社ノ業務ノ監督及支那ニ於

テ事業ヲ爲ス者ノ支那ニ於ケル業
務ノ統制ニ關スル事務

四 各廳ノ支那ニ關係スル行政事務
ノ統一保持ニ關スル事務

第二條 興亞院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁

副總裁

四人

總務長官

一人

勅任

部長

三人

勅任

秘書官

專任一人

奏任

書記官

專任八人

奏任

調査官

專任十八人

奏任

事務官

專任十八人

奏任

技師

專任六人

奏任
内一人ヲ勅任
爲スコトヲ得

通譯官

專任一人

奏任

理事官

專任二人

奏任

屬

專任五十五人

判任

技手

專任十人

判任

通譯生

專任二人

判任

總務長官ニハ親任官ノ待遇ヲ賜フ

第三條 前條ノ職員ノ外内閣總理大臣

ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨ
リ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ
得

第四條 興亞院ニ總裁官房及左ノ三部

ヲ置ク

政務部

經濟部

文化部

興亞院ニ別ニ技術部ヲ置クコトヲ得
之ヲ置キタル場合ニ於テ其ノ部ノ長
ハ勅任技師ヲ以テ之ニ充ツ

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣
總理大臣之ヲ定ム

第五條 第一條ノ事務ニ關スル重要事

項ニ付關係各廳間ニ於ケル事務連絡
處理ノ爲興亞院ニ連絡委員會ヲ附置
ス

連絡委員會ハ會長及委員若干人ヲ以
テ之ヲ組織ス會長ハ總務長官ヲ以テ
之ニ充テ委員ハ內閣總理大臣ノ奏請
ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣

ニ於テ之ヲ命ズ

連絡委員會ニ幹事ヲ置ク內閣總理大
臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中
ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮
ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 總裁ハ內閣總理大臣ヲ以テ之
ニ充ツ院務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ統

督シ判任官ノ進退ヲ專行ス

第七條 副總裁ハ外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣及海軍大臣ヲ以テ之ニ充ツ總裁ヲ輔佐ス

第八條 總務長官ハ總裁及副總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第九條 部長及技術部ノ長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事
務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術
ヲ掌ル

第十五條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻
譯及通辯ヲ掌ル

第十六條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶

務ヲ掌ル

第十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務
ニ従事ス

第十八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技
術ニ従事ス

第十九條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ
翻譯及通辯ニ従事ス

第二十條 興亞院ニハ別ニ定ムル所ニ
依リ必要ノ地ニ連絡部ヲ置ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

興亞院連絡部官制

第一條 興亞院連絡部ハ支那ニ於ケル

興亞院ノ事務ノ連絡ヲ掌ル

連絡部ヲ置ク地並ニ各連絡部ノ名稱
及擔任區域ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第二條 各連絡部ニ左ノ興亞院職員ヲ

置ク但シ連絡部ニ依リ其ノ一部ヲ缺

クコトヲ得

連絡部長官

勅任

連絡部次長

勅任

書記官

調査官

事務官

技師

通譯官

理事官

屬

技手

通譯生

連絡部ニ屬セシムベキ調査官ハ之ヲ

勅任ト爲スコトヲ得

各連絡部ニ屬セシムベキ前二項ノ職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

第一項ノ職員ノ外各連絡部ニ興亞院官制第三條ノ規定ニ依ル事務官ヲ置ク

第三條 各連絡部ニ參與ヲ置キ部務ニ

參與セシム

連絡部參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 各連絡部ノ分課ハ興亞院總裁ノ認可ヲ受ケ連絡部長官之ヲ定ム

第五條 連絡部長官ハ興亞院總裁ノ命

ヲ承ケ部務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督ス

第六條 連絡部次長ハ連絡部長官ヲ輔佐シ部務ヲ掌理ス

第七條 内閣總理大臣ハ必要ノ地ニ連絡部ノ出張所ヲ置クコトヲ得

第八條 連絡部長官及出張所長ハ軍事

及警備ニ關係ヲ有スル事項ニ付テハ各其ノ地方ニ於ケル陸軍及海軍ノ最高指揮官ノ區處ヲ受ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

外務省官制中左ノ通改正ス

第一條第三項中「對支文化事業」ヲ「對外文
化事業」ニ改ム

第三條中「專任書記官ハ二十八人」ヲ「專任
書記官ハ二十七人」ニ改ム

第十條 對外文化事業ニ關スル事務ヲ

掌ラシムル爲外務省ニ文化事業部ヲ
置ク

文化事業部ニ部長一人ヲ置ク外務部
内勅任官ヲ以テ之ニ充ツ外務大臣ノ
命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十二條中「外務事務官專任六十四人」ヲ
「外務事務官專任六十一人」ニ改ム

外二

第十六條中「專任百八十五人」ヲ「專任百八
十人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令第八條中「外務省文化
事業部長」ヲ削リ同令別表第一表外務省
ノ部中文化事業部長ノ項ヲ削ル

勅令第

號

拓務省官制中左ノ通改正ス

第一條第二項中「及滿洲」ヲ竝ニ滿洲及支

那ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫院部長」次ニ左ノ如
ク加フ

興亞院總務長官

興亞院部長

興亞院連絡部長官

興亞院連絡部次長

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

「企畫院理事官」ノ次ニ「興亞院理事官」ヲ加

フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

訓一

興亞院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學
識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委
員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコト
ヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通
改正ス

第二條中「企畫院調査官」ノ下ニ「興亞院調
査官」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス